

輸送コスト支援事業募集要項

1. 事業の目的

本事業は、五島市で生産され、本土に出荷される農水産物等の移出及び当該農水産物等の原材料等の移入に係る輸送コストを軽減し、これによって、生産者に対する適正な所得の確保を図るとともに、生産者の生産意欲、販路拡大意欲の喚起、本土側の事業者による取扱い拡大等を図ろうとするものです。

2. 対象品目の範囲

輸送コスト支援事業の対象となる農水産物等の移出に係る品目及び移出品目の生産又は移出に必要な原材料等の移入に係る品目は、別紙「交付対象品目一覧」に該当する品目です。

3. 対象となる事業実施者

(1) 事業実施者は、次のいずれかに該当するものになります。

- ①五島市で生産された農水産物等を本土に出荷する団体又は事業者であって、自らが荷主として農産物等を本土へ移出するもの。
- ②五島市で生産等された農水産物等の仕入れ、購入等を行い、自らが荷主として当該農水産物等を本土へ移出し、本土で荷受けする団体又は事業者。
- ③五島市において主として本土へ出荷することを目的とする農水産物等の生産を行う団体又は事業者であって、自らが荷主として当該農水産物等の生産又は移出に必要な原材料等の移入を行うもの。

(2) 事業実施者は、次のすべての要件に該当するものになります。

- ①税の滞納がないものであること。
- ②五島市暴力団排除条例第2条第1号～第4号に掲げる者でないこと。また、これらのものと関与し、事業経営、運営等を行っていないこと。

4. 交付対象経費

(1) 交付対象経費となる輸送の範囲

①海上輸送及び航空輸送の範囲

交付対象となる輸送の範囲は、五島市に存する港湾、漁港又は空港（その周辺の倉庫を含む。以下「港湾等」という。）と本土の港湾等又は卸売市場との間の**海上輸送又は航空輸送**及びこれと一体的に行われる荷受け・保管・小運搬、荷揚げ等となります。

②二次離島から一次離島への輸送の取扱い

本土への直接の輸送手段の無い離島（以下「二次離島」という。）から本土への直接の輸送手段を持つ近くの離島（以下「一次離島」という。）を経由し本土へ移出する場合、二次離島から一次離島への輸送に要する経費についても、本土への移出の実績が取引書類等により確認できる場合には、交付対象経費に算入することができます。

③戻し航走料等の取扱い

自社のトラック又は専用コンテナ等を使用して農水産品等を五島市から本土に輸送した際に、復路の車両航走料又は輸送費等を負担する必要がある場合には、当該経費を交付対象とすることができます。

また、他の事業者へ委託して同様の輸送を行う際については、契約等に基づいて往路又は復路の車両航走料等を負担する必要がある場合に限り、当該経費は交付対象となります。

5. 補助率

交付対象経費の最大80%となります。

6. 交付対象期間

輸送コスト支援事業の適用期間は、4月1日から翌年3月31日までの期間を対象とします。

7. 募集期限

募集は随時行います。

8. 実績の報告

事業実施者は、原則として毎月、出荷伝票、荷受書等の客観性を持つ書類により、輸送品目ごとの日付、輸送区間、輸送費を報告しなければなりません。なお、自らが保有する輸送手段で輸送する場合には、車両航送料その他第三者に対して支払った経費が対象となり、自らが支出する燃料代、人件費その他の輸送に係る実費については対象となりません。

9. 補助金交付時期

4半期ごとの概算払いも可能。(ただし、実績の報告により、輸送費等が確認できた場合)

10. 申請手続き

申請手続きは、移出する品目に応じて以下の所管課が対応します。

なお、申請にあつては、農水産業に係る移出品目に限り、発展計画書の提出をお願いします。

移出品目	所管課・係	連絡先
農産品（米、野菜等）	農林課（農務班）	0959-72-7816
畜産品（牛、豚、肉等）	農林課（畜産・鳥獣対策班）	
魚介類（生鮮、冷凍もの）	水産課（水産振興班）	0959-72-7869
魚介類（塩蔵、乾燥もの）、 製造食品、飲料、 衣服・身廻品・はきもの	商工雇用政策課（商工交通班）	0959-72-7862
林産品（製材）	農林課（樁・森林班）	0959-88-9533

※所管課がご不明な場合は、農林課（0959-72-7816）までご連絡ください。